

令和7年4月18日

関係所属長 殿

長野県警察本部長

犯罪被害者等支援に従事する部内カウンセラーの運用について（通達）

犯罪被害者及びその家族又は遺族は、その犯罪による直接的な被害だけでなく、その結果として生じる精神的被害、経済的被害等多くの被害を受け、中でも精神的被害の問題は極めて深刻であり、精神的な援助を必要とする被害者等が多数見られる。

これまでも被害者等の精神的被害の軽減又は回復を図るため、心理学的な知識や技能を有する警察職員を部内カウンセラーとして運用し、各種支援を行っていたところであるが、組織的な支援を行うため、4月18日から下記のとおり運用することとしたことから、効果的な運用を図られたい。

記

1 目的

犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）の精神的被害の軽減及び回復を支援するため、部内カウンセラーによる支援を行うもの。

2 部内カウンセラー

部内カウンセラーは、警務課犯罪被害者支援室に所属する公認心理師、臨床心理士等の資格を有する警察職員をいう。

3 部内カウンセラーの任務

(1) 危機介入

被害後間もない時期に、被害者等に付き添い、相談に応ずるなど、被害者等の不安定な心理状態を可能な限り早く元の状態に戻すための初期的な対応を行うこと。

(2) カウンセリング

心理学等の専門的知識及び技能に基づき、被害者の悩み、不安等について話を聞き、必要な助言やその他の援助を行うなど、被害者等の精神的被害の回復及び軽減を図るための精神的支援活動を行うこと。

(3) 被害者等に対する直接的支援

要望の聴取、捜査活動等への付添い等

(4) 警察職員に対する助言・指導

ア 警察職員による被害者等への円滑な支援及び捜査過程における二次的被害（警察の捜査活動により被害者等に更なる精神的被害等の負担をかけること）の防止のために必要な助言・指導

イ 被害者等に対する支援活動を行う警察職員の代理受傷等に関する精神的ケア

(5) 警察職員に対する被害者支援に関する教養

(6) その他被害者等の精神的被害への対応に関わること

4 部内カウンセラーの運用

(1) 危機介入、カウンセリングにおける部内カウンセラーの派遣

ア 事件の捜査を主管する警察本部の課長及び警察署長（以下「所属長等」とい

う。)は、対象事件(長野県警察指定被害者支援要員制度運用要綱の制定について(平成12年3月9日例規第5号)に規定する対象事件をいう。)に定める事件のうち、被害者等の状況から、部内カウンセラーによる支援が必要と認めるときは、警務課長に部内カウンセラー派遣の要請を行う。派遣要請は「派遣要請書」(様式第1号)により行うものとし、急を要する場合は電話等により要請し、事後速やかに送付する。

イ 警務課長は、アの派遣要請について必要と認めるときは部内カウンセラーを派遣する。

ウ 部内カウンセラーは、事前に捜査員等から事件の概要や被害者等の状態について情報を入手して状況を把握し、被害者等に必要な支援を行う。

(2) 派遣結果の報告

部内カウンセラーは派遣結果報告書(様式第2号)により、警務課長に報告するとともに、要請元の所属長等に結果を報告し、被害者等への今後の対応を検討する。

5 運用上の留意事項

- (1) 警務課長は対象事件の被害者等の状況を把握し、部内カウンセラーの派遣の必要があると認められた場合は、所属長等に対し、部内カウンセラーの派遣の検討を求めることができる。
- (2) 被害者等に対する危機介入は、捜査状況を勘案しつつ、被害者等の状況に応じて早期に実施すること。また、被害直後において支援は不要との申出があった場合も、しばらく経過してから心身の不調がみられることがあることから、被害者連絡を行う際など適宜適切な時期に被害者等の状況を確認すること。
- (3) カウンセリングは警察における犯罪被害者等支援の一環として行うものであることから、長期にわたる場合又は医療機関における治療が必要な場合は、部内カウンセラーと連携して関係機関への引継ぎ又は紹介を行うこと。
- (4) カウンセリングの実施場所は原則警察署の相談室等を使用すること。ただし、被害者の希望等により他の場所が適当と認められる場合は、この限りではない。
- (5) 被害者等に対する支援活動に従事する警察職員は、精神的負担が過重になることがあることから、各所属の幹部にあっては、当該職員が積極的に部内カウンセラーに相談することができるように配慮すること。
- (6) 諸事情により2に記載する警察職員以外の者を運用する場合は、運用を予定している警察職員が所属する所属長と警務課長が協議して行うものとする。

担 当：警務課(犯罪被害者支援室)

様式(略)